

5月定例教育委員会議事録

平成26年5月20日（火）10:00～

○委員長 おはようございます。

○（一同） おはようございます。

○委員長 では、ただいまから平成26年5月定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○（一同） よろしくお祈いします。

○委員長 お座りください。

では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。本日は議案のほう、平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について他4件、報告事項のほうが、平成27年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について他12件でございます。審議についてよろしくお願いいたします。

○委員長 では、教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい。おはようございます。それでは、お手元の一般報告の紙に沿って簡単にご説明いたします。4月が始まって、校長会でありますとか、そういったところでいろいろ挨拶する機会が多かったわけですが、その合間をみて、できるだけ学校を訪問させていただこうということで、隙間の時間でいろいろ訪問させていただきました。ここに書いてありますが、4月17日の鳥取西高等学校をはじめ、各校にお邪魔をしました。鳥取西高等学校では協調学習について、2コマじっくりと生徒の様子とか取組の様子などを見させていただいたことをはじめ、他の学校では実習施設だとか寮の運営なども確認させていただいております。子どもたちは、どこも年度当初ではりきっているというところもあったんですが、かなり規律正しく挨拶もしっかりとしておまして、いい状況と受け止めております。あと、県立学校長会をはじめ各小学校・中学校のそれぞれの校種、あるいは職種に応じて会が開かれておまして、そこでいろいろご挨拶をさせていただきますが、子どもたちの夢を育む、そしてその夢にチャレンジする力をつけていただきたいということをお願いをしておりますし、また、各校長先生とともに、我々教育委員会としても新しいチャレンジをどんどんしていきたいというお話をさせていただいたところがございます。4月26日には、私も忙しい状況でしたので、教育次長に連合婦人会の総会等に代わりに出させていただきました。4月30日には、全国障がい者芸術・文化祭の実行委員会がございまして、中島委員長も本職の立場でご出席をされておりましたが、特別支援学校の文化祭テーマソ

ングとしておりました「あなたと一緒に歌いたい」、これは白兔養護学校の保護者の方が作詞をされたものですが、この曲が大会全体のテーマソングになりまして、この歌を使って、この会を盛り上げていくということがこの会で決まったところでございます。それから、同じ30日には、松本委員にご出席を賜りまして、鳥取県の教科用図書の選定審議会の諮問並びに一次答申を受けていただきました。それから、最近、公務における職員の交通事故が多発している状況を踏まえて、県庁の対策会議、これは知事部局が主催をされたんですけども、これに田中次長が出席をいたしました。いろんなアイデアが出ているんですけども、ヒヤリ・ハットの体験を職員間で共有してはとか、そういう研修をもってはというようなことでありますとか、これまだ検討を進める必要がありますが、実際に事故を起こした職員に対しては、一定期間は公用車の運転を自粛していただくような、そういった取組も検討してはというような意見交換がここでなされました。また、知事部局に準じた対応を教育委員会の事務局のほうでも検討してまいりたいと思っております。5月7日以降、所属長との期首面談ということで、それぞれの所属長と私とが面談をいたしまして、この一年間はどんな方針でやっていけますかというようなことを確認させていただいております。それから、5月13日には鳥取大学と県教育委員会との意見交換を行いまして、高校・大学の連携でありますとか、グローバル人材の育成をテーマに意見交換をさせていただきました。高校・大学の連携のなかでは、今、大学の教授の方が高校に来て授業をしたり、高校の教員が大学に行って授業したりという相互交流があるんですけども、例えばその大学の教授の方が高校に来られる、そういった時間を平日だけじゃなくて、例えば土曜日とかにも設定していただくようなこともお考えいただけないかということで、土曜授業等を進めていることの説明をあわせてしつつ、そういったお願いもしております。また、鳥取県の進学率がずっと下がってきているという状況、それから鳥取大学のほうでも、県内から鳥取大学に進学する生徒が少なくなっていることも含めて、少しその背景には経済的な理由もありはしないかというような話が出て、鳥取大学のほうから、奨学金に県内学生の枠がつかれないだろうかなというお話が出てきたというようなこともありました。それから、グローバル人材育成では、鳥取西高がSGHのアソシエイトというところに留まっているんですけども、鳥取大学のほうでもSGUというんですか、大学でのグローバル人材の育成ということに、これから取り組んでいこうとされているようです。今もグローバルの取組はしているんですけど、さらにランクアップしたような、そういったことにチャレンジしていこうというような話がございました。5月15日には、琴の浦高等特別支援学校に、5月29日から「ことカフェ」がオープンすることになるんですけども、これは昨年度入学して、今現在2年生になっている生徒の学習の成果をトータルとして地域の皆さんに見ていただくということで、実際には農業コースがほうれん草だとか野菜を育てておりますが、そうした野菜を食品衛生コースでパンを作る実習をしていますので、そのほうれん草の粉をパンに入れたりして、ほうれん草パンみたいなものを作ったりしています。それから、パンとかほうれん草を使って、サービスコースは販売の実習になりますので、実際に喫茶店形式のところこにコーヒーを提供したり、パンをつけて出したりというような、そういった「ことカフェ」というのを企画しています。また、流通コースは、農業コースが作った野菜をきれいにパッケージして、外で売ることあわせてやります。ビルメンテナンスのコースは、その周辺をきれいに清掃するなど、

全員がトータルで盛り上げていこうというような総合的な取組が行われております。5月29日の木曜日から、毎週木曜日の2時から3時半まで、このカフェがオープンしますので、お時間がおありでしたら、ぜひ訪問していただけたらというふうに思います。それから、5月19日、昨日ですが、教職員いきいきトップセミナーということで、教職員は多忙だということがあって、昨年からプロジェクトチームを立ち上げて検討しているんですけども、例えば職員の時間外勤務に対する意識ですとか仕事の進め方でありまして、そうしたところでやっぱり管理職の意識というのが、大きく影響するだろうということで、管理職を集めてトップセミナーをやりました。講師には、高知県や三重県で管理職の学校経営に対して、その在り方をずっと指導してこられております、民間企業のヤマオコーポレーションの社長さんにおいでいただいて、経営の品質向上という経営品質の観点からのご講演をいただいております。ただの講義形式ではなくて、4人のグループに分かれて、ディスカッションをしながら進めていくという形で行いました。今回だけではどうも完結しなかったようでございまして、また続編を検討してはどうかというような話も出ているところです。以上でございます。

○委員長 では、議題に入ります。本日の署名委員は佐伯委員と坂本委員です。よろしくお願ひします。

では、第1号についてご説明をお願いします。

3 議事

[公開]

議案第1号 平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 はい。特別支援教育課です。議案第1号をお願いいたします。平成27年度鳥取県立高等特別支援学校の入学者選抜方針についてでございます。資料の1ページをご覧くださいと思います。具体的には琴の浦高等特別支援学校の入学者の選抜方式であります。琴の浦高等特別支援学校につきましては、他の特別支援学校及び高校入試が選択できるように、早い時期に試験を実施しております。来年度、27年度につきましては、1ページの4のところにありますように、一般入学者選抜につきましては、4の(1)のイ、実施期日としまして26年の12月11日及び12日の2日間に、入学者選抜を実施したいと思っております。内容につきましては、学力検査、適性検査、面接、作文によりまして、選抜を行うこととしております。2ページをご覧くださいまして、合格発表は26年12月19日です。なお、合格者が募集定員に満たない場合には、1月22日に再募集の入学者選抜を実施する予定としております。実施要項の日程等については、昨年度とほぼ同様の時期に実施することとしております。なお、2ページの一番下にありますが、5番のその他(2)に、これまで入学者に対する体験入学でありますとか、入学者保護者に対する志願者対象相談会については、選抜要項に記載をしておりますが、学校としましても、どういう学校なのかを十分認識して受検をしていただくというこ

とから、生徒に体験入学等をお願いしているところがございます。この部分につきまして、学校長に入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に参加させるという規定を、今回から方針の中に新たに盛り込ませていただきました。3ページ以降、新旧対照をつけております。用語の整理をいたしましたのと、検査内容について、選抜方針の中はかなり細かく配点まで記載しておりましたが、これらについては、募集要項の中で記載することといたしまして、文言を削除いたしました。あと、先ほども言いました体験入学等の規定を明記したことが主な変更点でございます。説明は以上でございます。

○委員長 議案第1号について、質問がございますでしょうか。よろしいですね。では、原案のとおり決定いたします。では、第2号についてお願いいたします。

[公開]

議案第2号 平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集
及び選抜方針について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 議案第2号の平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）の入学者募集及び選抜方針についてお願いをいたします。めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。特別支援学校につきましては、出願資格を有する入学希望者の全員の入学許可をするものと、それから定員を設けて一般入学者選抜を実施するものと、2種類ございます。定員を設けて一般入学者選抜を行うものにつきましては、鳥取盲学校の高等部の保健理療科及び鳥取盲学校の専攻科の理療科、この2つの学科につきましては、定員を設けて入学者選抜を行うこととしております。それ以外の幼稚部、高等部につきましては、受検資格、出願資格を有する者の全員の入学を許可することといたしております。募集期日につきましては、1ページの3にありますように、3の（2）に記載しておりますとおり、27年の3月5日に検査を実施することといたしております。この日程につきましては、高等学校の入学試験と同様の同日程とすることとしております。2ページをご覧くださいまして、入学候補者の選抜発表につきましては、27年3月13日に実施することとしております。盲学校の保健理療科及び専攻科理療科につきましては、先ほど申しましたように定員を設けて一般入学者選抜を実施することとしております。期日につきましては、先ほどと同様、高等学校で同日程で実施をいたしますが、検査内容につきましては、学力検査・面接を実施することとしております。なお、定員を設ける関係上、募集定員に達していない場合につきましては、再募集を実施することとしております。その他の（2）のところでございますが、先ほどの琴の浦高等特別支援学校のケースと同様に高等部の入学を希望する者については、体験入学の参加をお願いしております、それぞれの特別支援学校長に体験入学に参加させるという規定を設けております。3ページ以降が新旧対照表になりますが、基本的には用語の整理と日程の変更の部分について直したところがございます。なお、一番最後の先ほど説明しましたその他のところ、体験入学の規定について新たに盛り込んだところがございます。説明は以上です。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 質問です。

○委員長 はい。

○委員 合格者発表というのは、どんな形で行われるんですか。

○特別支援教育課長 合格者発表は、受検番号を学校に掲示をして行います。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 定員のある2つの学科は、実際には志願状況はどうで、結果はどうなんですか。

○特別支援教育課長 はい。昨年度の26年度の入試におきましては、盲学校の高等部の保健医療科は希望がございませんでした。再募集においても応募がなかったということです。それから、専攻科につきましては、今回2名の方が入学しておられますけども、一般選抜のときに1人応募がありまして、合格されまして、再募集に1人応募がございまして、合計2名の方が入学されたというような状況でございます。

○委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

○(一同) はい。

○委員長 はい。では、この原案のとおり決定いたします。

では、第3号をお願いいたします。

[公開]

議案第3号 平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 はい、高等学校課でございます。議案第3号、平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針でございます。平成26年度と同じように推薦入学者選抜、それから一般入学者選抜、そして定員に満たない学科・コースにつきましては、再募集入学者選抜を行うということは同じでございます。変更点としましては、一般入学者選抜の英語の筆記試験ですけれども、従来50分としておりましたものを10分延ばして60分とするところでございます。通信制の課程につきましては、受付をして面接を実施ということで選抜をいたします。4ページ以降に選抜方針の新旧対照表を掲げておりますけれども、主な変更点としましては、日程の変更と、用語の整理ということでございます。また、英語の試験時間の50分を60分に伸ばして実施するという変更で、これが5ページのウの検査内容のところでございます。合計点も変更はありません。それから、通信制課程における入学者選抜のところを新旧対照で線を引いております。6ページでございますけれども、今まで通信制課程の出願期間と実施期日に関しましての時間を明記しておりませんでしたので、この時間を明記したということでございます。以上でございます。

○委員長 はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ3号も原案のとおり決定いたします。

第4号は人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、そのように取り扱うことに決定し、これより非公開とします。関係課長以外の各課

長はご退席ください。

○委員長 では報告事項に移ります。アからキについてまとめてご説明いただいて、その後に質疑を行うことで進めたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

[公開]

報告事項ア 平成27年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について
小中学校課長 説明

○小中学校課長 報告事項ア、平成27年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項についてご報告をいたします。はぐっていただきまして1ページをお願いいたします。左側に本年度の選考試験、右側に昨年度の選考試験を載せております。実施要項の交付につきましては、もうすでに始まっておりますが、5月13日から6月3日までの3週間でございます。試験期日につきましては、7月26日、27日です。それから二次試験につきましては、小・中・特別支援学校教諭、養護教諭につきましては9月16日から19日までです。それから、中・高教諭共通、それから高等学校教諭につきましては、20日、21日ということで行います。受験資格につきましては、昨年度と変わりはありません。本年度は高等学校教諭の専門学科の教科を対象に、普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象にした選考を行います。これは普通免許状を所有していないんですけども、民間企業ですとか官公庁等に正職員として5年以上の実務経験を有する者を対象としているもので、高等学校教諭の採用予定数に含むものがございます。採用予定数については、そこに挙げておりますが、だいたい昨年度並でございます。特徴としましては、先ほどの特別選考については、ひとつ新たにということで新設をいたしました。全体の傾向としては、小学校及び中学校教諭については、近年の採用数を継続しております。今後、再任用職員の増加や学校の統廃合もありますけれども、退職者もある程度ありますので、ここの数は確保していきたいと思ひます。高等学校教諭につきましては、採用予定者数は少人数で推移をしていくということです。それから生徒数の減少等ありますし、それから再任用職員の増加が見込まれるということでございます。募集期間に入りまして、本年度は各地区で説明会をすでに開催しております。東京本部と関西本部のほうにご協力をいただきまして、5月18日の日曜日に実施いたしました。関東地区では説明会の参加者が6名。それから関西のほうでは29名の参加がありました。その他に鳥取大学、島根大学、それから広島大学、鳴門教育大学、それから広島文教女子大学等の大学説明会を予定しているところでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項イ 平成25年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 続きまして、報告事項イをお願いいたします。25年度の特別支援学校高等部

卒業生の進路状況についてでございます。1枚めくっていただきまして表を付けております。本年度の25年度末の卒業生が、高等部の卒業生は115名でございました。主な進路の状況としましては、就職が39人で約34%です。この就職の中には一般企業の就職と、福祉サービスとして提供されます就労継続支援事業所A型という、雇用契約を結ぶ事業所でありますけれども、A型を含んで就職として挙げております。それから、福祉作業所に勤務する福祉就労が46人で40%という状況でございました。下のほうのグラフで、少し過去の状況と比較しておりますけれども、右の、下の右側のほうが、平成18年から20年の状況で、左側の上のほうが、今回の25年度末の卒業生の状況でございます。比較して見ていただきますと、福祉的就労、いわゆる福祉サービスのほうに従事する人数の割合というのは、そんなに増えておりませんが、やはり就職、一般企業でありますとか、福祉サービスの中でも雇用契約を結んで最低賃金を払うという事業所への就労という部分が増えてきております。あと、あわせて18年～20年の間では、卒業後、在宅に残るという割合が8%ぐらいあったんですけども、そういった在宅の方の数が25年度では1人、0.9%というような状況であります。そういったような変化が見られるところでございます。なお、25年度の協約の中に、高等部の就職希望者の一般企業の就職率80%以上という目標を掲げておりましたが、これにつきましては、一般企業への就職状況としては80.4%という結果となったところでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項ウ 特別支援教育体制整備状況調査結果について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 続きまして、報告事項ウでございます。特別支援教育体制整備状況調査結果についてでございます。1枚めくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思えます。毎年10月に、県内の公立小中学校及び県立学校を対象に、特別支援教育の体制の状況調査をしております。25年度の調査におきましては、これまで少し課題になっておりました個別の支援計画の作成状況、どうして作られていないのかとか、引継ぎができていない状況といったことも加味した調査を行ったところでございます。結果につきましては、2ページ以降にグラフを付けておりますが、主なポイントと結果の概要としましては、2ページをご覧いただきまして、2ページの1番のところの校内の年間計画の中の位置づけというところの状況にありますように、校内委員会において、年間計画に位置づけて校内委員会を開催しているという学校が、ほぼ9割を超えるという状況になっております。それから、グラフのほうを見ていただきますと、4ページの6番、個別の教育支援計画が作成できていない理由というところでは、保護者の障がい受容の難しさ、あるいは、この個別の教育支援計画の活用のメリットが十分理解されていないというところの割合が大きいという状況でございます。それから、校種間の引継ぎに関しましては、また、5ページの7番、8番、9番のあたりにあります。校種間の引継ぎというのは、だいたい8割の学校で行われておりますが、実はよく見ますと、進学先に引継いだとしている人

数と、前籍校から引継ぎを受けたとしている人数に乖離があるというような現象が見られます。グラフで見ていただきますと、5ページの8番のところで、例えば中学校のところで、前籍校から引継ぎを受けた方法と人数ということで、中学校の真ん中のところの上に $n = 369$ とありますけれども、これが実数です。中学校で引継ぎを受けた人数としてカウントされたものが369件ありました。ただ、下の次の9番の項目で、進学・就職先への引継ぎ人数、小学校のところで、実は中学校へ引継いだ数というのが、合計数579が引継いだ件数となっています。95%が中学校に小学校としては引継いだという報告になっているんですが、受けた中学校側では、369件しか引継ぎを受けていないというデータの乖離というのも、今回見られたところでございます。課題として浮かび上がってきましたのが、校種間に引き継ぎを受けた人数と、引継ぎをしたとしている人数との差があるということで、やはり引継ぎの方法とか見方に問題があるんじゃないかと思えます。それから、校種間の引継ぎができていない理由として、学校が必要でない判断するケースといったものもございました。こういった課題が見られたところでございます。今後の対応としまして、教職員一人ひとりの専門性の向上でありますとか、こうした教育支援計画の作成とか個別支援計画の作成の判断の根拠でありますとか、活用についての理解を深めるといった研修を引き続き行っていきたいと思っております。また、先ほどの引継ぎ人数の乖離にありますように、一番やはり大きいのが、口頭による引継ぎというものもずいぶん行われているようでございまして、個別の支援計画書等のツールを活用することも啓発をしていきたいと思っております。また、保護者の理解を深めるための関係機関との連携でありますとか、情報発信につきましても引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項エ 県立高等学校における平成27年度使用教科書の選定方針及び採択について 高等学校課長 説明

○高等学校課長 報告事項エでございます。県立高等学校における平成27年度使用教科書の選定方針及び採択についてでございます。県立高等学校、県立特別支援学校の高等部を含みますけれども、使用教科書の選定に当たりましては、方針を定めまして各学校に提示して、7月中旬に、各学校はこれに基づいて教科書選定をして、8月下旬に教育長の決裁による採決ということになっております。その選定方針でございます。生徒の能力や適性に応じて、実態に即して適当であると、あるいは、教科の目標が達成できるような教科書であるというふうな観点で選ぶこと。あるいは、いわゆる適正、あるいは公正確保に努めるとともに、教科書の編集趣意書、これは教科書の作成意図、構成意図というものが明記されておりますけれども、そういったものも参考に行っています。あと採択につきましては、県教育委員会が採択を行います。これは、教育長への事務委任によりまして、教育長決裁であるというふうなことでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項オ Webサイト「鳥取伝統芸能アーカイブス」の開設について
文化財課長 説明

○文化財課長 文化財課でございます。報告事項オ、Webサイト「鳥取県伝統芸能アーカイブス」の開設についてご報告をいたします。1ページをお願いいたします。このたび、鳥取県教育委員会監修で、NPO法人プロデュース・ハレさんの運営によりWebサイトを開設いたしました。このWebサイトは、昨年度、伝統芸能の調査を行いました。その成果をもとに開設をしたものでございます。県内外の皆さまに伝統芸能につきまして興味関心を持っていただくということと、それから実際に伝統芸能の活動をしている皆さまに、保存・伝承の活動の一助となるように活用していただきたいと考えております。このWebサイトにつきましては、3の主な機能のところにあげておりますように、閲覧ページと、それから管理ページの2つの機能を持っております。2ページのほうに、アーカイブスのイメージを載せておりますけれども、見ていただきますと分かりますように、伝統芸能を探していただいたりとか、それから鳥取県の伝統芸能につきまして概要説明を見ていただくようなもの。それから左側には、公演・参加・体験ということで、実際にどういった公演があるのかとか、参加できる伝統芸能はどういったものがあるのかというようなものを見ていただくようなことができるようになっております。3ページ目を見ていただきますと、一応サンプルといたしまして、伝統芸能の江波の三番叟の紹介ページのほうをあげさせていただきます。見ていただきますように、伝統芸能の由来・沿革でございますとか、それから文化財指定の状況、それから公演の場所とか時期でありますとか、それから演目の見どころといったようなものも見ていただけるようになっております。また、左下のほうに、動画アップロードということで、すべてのものではございませんけれども、動画もこのWeb上で見ていただくことができるようになっております。記録としても非常に価値のあるものというふうに考えておりますし、また、これは今見ていただいておりますのは閲覧ページでございますが、先ほど申しましたもう1つの機能としまして、管理ページというものがございまして、これの中には各伝統芸能団体の新規作成ですとか編集というようなものができるようになっておりますし、新着情報も書き込んでいただけるようになっております。これは、当然、運営をしていただきますプロデュース・ハレさんに加えまして、県の教育委員会や各市町村の教育委員会でもあわせて編集をしていただくことができるようになってございまして、新しい情報をご提供できるようになっております。また、今まで、あまり市町村のほうで伝統芸能の活動団体について十分な情報を持っておられないということで、なかなか一般の方が市町村に尋ねられても情報が分からないというようなこともあったようでございますが、そういったものも、この管理ページのほうに、閲覧ページのほうには載っていないような、もう少し各団体の個別の情報も載せてございまして、そういったものも活用していただきながら、市町村とも連携をしながら支援の体制をとっていけるようになるのではないかと考えているところでございます。委員の皆さまもぜひのぞいていただいて、見ていただけるようなものをお探しいただいて、ご参加をいただければというふうに考えております。

[公開]

報告事項カ 鳥取の文化財「出前講座」の実施について
文化財課長 説明

○文化財課長 続きまして、報告事項カをお願いいたします。鳥取の文化財「出前講座」の実施につきまして、ご報告をいたします。文化財課並びに県埋蔵文化財センター、むきばんだ史跡公園では、県内のさまざまな文化財に関しまして、県民の皆さまに知っていただく機会を設けたいということで出前講座を実施しております。さまざまな歴史でありますとか、それから建物、民族といったようなさまざまな分野の講演をご用意しているところがございます。2ページのほうには平成25年度の出前講座の実績をあげております。21回ということになっておりますけれども、公民館での取組でありますとか、それから建造物を活用した講演会というようなものが多いように感じております。ただ、今年度は、ぜひ学校の授業ですとかP T A等の活動でも活用していただきたいと考えております。昨年度の状況ですと、学校での活用といたしますが、2ページの実績のところの2つが小学校での活用事例でございます。中学校、高等学校では活用をしていただけていないというような状況でございます。校長会等ではご案内をしておりますけれども、十分というふうには考えておりませんので、今年度につきましては、例えば土曜授業等の1つの項目として活用していただいたり、それからP T Aの活動の中でもご活用いただけないかということで、個別に学校やP T Aの団体等に対して働きかけを行っていく予定にしております。地域の貴重な財産を知っていただくということで、地域への愛情を育てたり、それが授業の学習意欲につながっていけばいいなあと考えておりますので、引き続き本格的な活用に対する働きかけの手法について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[公開]

報告事項キ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について
体育保健課長 説明

○体育保健課長 続きまして、報告事項キ、体育保健課でございます。学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について報告させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。県内産食材使用率の推移でございますが、調査開始年度であります平成13年度が37%でありましたが、年々伸びてきておりまして、平成25年度は71%でありました。この71%には県内加工使用率も含んでおります。市町村ごとの状況につきましては、資料の2ページをご覧ください。さらに品目ごとの状況については資料の3ページに載せておりますので、ご覧ください。使用率がこのように伸びてきており、平成25年度が71%であったことにつきましては、例えばJ Aとか地元生産者との連携をしっかりといただいたりとか、地場産物食材を活かした献立の研究等をしていただくなど、積極的に市町村のほうで取り組んでいただいた成果だというふう考えております。県としましては、引き続き推進会議を開催したり、調理講習会の開催等をし

ながら県産品の推進を図りながら、市町村及び関係機関と連携をしながら内容を充実させて取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

4のその他のところに挙げておりますのは、学校給食牛乳について国の制度に基づく入札の結果で、平成26年度から一部の市町村において、県外産の牛乳が供給されたことについてでございます。現在は、制度の見直しについて、国に要望しているところでありまして、国への要望の結果を受けて、農林水産部と教育委員会のほうで連携をしながら、給食の実施主体である市町村等の意向も踏まえながら、検討していきたいと考えているところであります。以上でございます。

○委員長 では、アからキまでご報告いただきました。どうでしょうか。

○委員 すいません。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○委員 まず、アの採用試験の特別選考の件で、先ほど東京のほうの説明会に6名参加があったということでした。私が持っている情報では、二次試験が9月16日から19日の平日でして、勤務している先生の学校が二学期制の学校とすると、この期間は学期末になるということでした。関西だとなんとか夕方まで勤めて、1日休んで二次試験を受けることが可能であるとのことだったんですが、東京方面の場合は、1日半ぐらい休まないといけないのかなと思います。6年の担任をしている場合は、非常に苦しくて、受験を見送らないといけないという意見がありました。せっかくの教員経験者で、本県にもし採用になったとすれば、すぐに力を発揮できる方になると思うので、例えば、次年度からのこの辺のことを考慮していただけるようなことができれば、より良い人材確保につながるんじゃないかなと思います。

○委員長 いかがでしょうか、今の件について。

○小中学校課長 1日半を休むというのは、前日に半日休みを取らないといけないということですか。

○委員 最終便に乗って当日に帰ってきてはとの意見は言ったんですけども、1日休むこともかなり心苦しいと言っていたので、よく考えて決定するようにアドバイスはしました。たぶん、関東方面からの受験者にとっては、特に学校が二学期制であれば、日程が厳しいのかなって気持ちちは持ちました。中学校の方はいいですよね、土日なので。

○小中学校課長 いや、中高の共通科目の試験についてのみ土日に行いますので、中高の共通科目でない中学校の教科につきましては、9月16日から19日の中の1日を使ってやります。

○委員 そうなんですか。じゃあ一緒なんですね。

○小中学校課長 一緒です。東京から飛行機でもし来られるんでしたら、例えば夕方の便で来られて、1日半ぐらいかかるようなことになるのかなと思います。いろいろな事情がある場合は、面接等について配慮することも実際にしています。

○委員 ああ、そうですか。

○小中学校課長 遅くなったら帰れないというようなことにならないようには配慮はしています。

○委員 ああ、そうですか。はい。分かりました。

○委員長 その辺の内容を募集要項に書くとかするのはどうですか。

○小中学校課長 はっきりどうだってことが言いづらい部分もあります。また、個別の案件にな

りますので、いろいろ事情を聞きながら対応していくこととなります。

○委員長 危惧されている点は、事情を話さないままに無理だから諦めるという人が出るっていうことだと思うので、なるべくその事情を話せばなんとかなるのかなっていう気持ちにさせることがおそらく大事だという話に結局なるんだと思うんですね。

○委員 今年も諦めようかと言っていたのを、とにかく願書だけは出したほうがいいんじゃないのってことは伝えました。

○委員長 ご検討ください。

○小中学校課長 はい。検討します。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○委員 報告事項イの特別支援学校高等部卒業生の進路状況についてですけれども、進学というのが2人ありますけれども、もし差し支えなければどのような学校に進学されたのかを教えてください。

○特別支援教育課長 盲学校の進学者は専門学校だったと思います。

○委員 特別支援学校の進学者のほうはどうですか。

○特別支援教育課長 附属養護学校のほうはちょっと把握をしておりますが、また、後ほど報告させていただきます。

○委員 今、大学も結構ね、障がいのある学生を受け入れる体制が整ってきていますのでね、どんどん進学していただければと思います。

○委員 いいですか。特別支援教育体制の整備状況のうち、保護者の障がいに対する受容が難しいので、個別の教育支援計画の作成に至っていないというのが理由に挙げられていたんですが、そもそも特別支援学級に入っていることで保護者の方はある程度は、ご自分のお子さんの障がいを理解されているのではないかと思います。この点はどうなっているんですか。

○特別支援教育課長 はい。必ずしも個別の教育支援計画を作るのが特別支援学級にいる子どもたちだけではなくて、通常学級にいる必要なお子さんについても作るようになっております。特別支援学校であったり、特別支援学級におられるお子さんであれば、保護者の理解はあるんですけども、なかなか通常学級にいる保護者の方が自分の子どもに障がいがある、特別支援が必要だということ自体の理解が進んでいないという部分がまず大きなポイントとしてあります。それから、これから先を見通して支援計画を作っていくこと自体、なかなか共感といいますか、理解を示されないという保護者の状況があります。うちの子は障がいがあるんじゃないという立ち位置に立たれる保護者の方もいらっしゃいます。

○委員 そうですか。じゃあ、学校側はこのおさんは、何か障がいがあるなというふうに認識して、把握しているということですね。

○特別支援教育課長 そうです。医学的に診断があると、保護者のほうもまだ理解があるんですけど、いわゆるグレーゾーン的なところになると学校が特別な支援、配慮が必要だと思って、こ

ういった支援のための計画を作りますよとお声掛けをしても、なかなか保護者のほうがそこまで理解が進んでいかないということもあります。

○委員 大変なのは分かりますけども、そこをもう一步踏み出さないといつまでも動かないと思います。

○特別支援教育課長 はい。そうですね。

○委員 この辺をどうしたらいいかを考えないといけませんね。

○特別支援教育課長 個別の教育支援計画は保護者も同意をしながら一緒に作っていくんですけども、学校としての個別の指導計画というのが、もう1つありまして、それは学校独自で作っているという状況になります。今、委員がおっしゃられたように、保護者の受容のところを深めていけないといけないので、そういう意味では3歳児健診でありますとか、鳥取県は5歳児健診といったちょっと発達に気になる子どもの健診というのも進めていますので、そういった母子保健の分野と連携しながら、理解を深めていくということを進めつつあるところですよ。

○委員長 今のでちょっと分かったんですけど、この調査の対象は、質問によっては特別支援学級の子だけではなくて、学校でその指導計画を作っている子どもも対象になっているということになるんですよ。

○特別支援教育課長 はい、そうです。

○委員長 なるほど。

○特別支援教育課長 母数がそういう意味で、それぞれの質問によって少し変わっています。

○委員長 対象が変わっているということですね。なるほど、分かりました。

○委員 ずいぶん保護者のほうも理解は進んできているんですけども、でも、やっぱりそれぞれの保護者さんの思いがあって、すごい時間がかかります。小学校に入った時からちょっと大変だなと思ってなかなか受け入れなくて、4年生ぐらいでやっと医療につながって、5、6年生でかなり適応できてきたという子どもさんがいたので、やっぱりすごい時間がかかっていました。もう少し大きくなれば何とかなるみたいに思われるので、とても時間がかかるし、担任と保護者や、後は特別支援教育に携わる主任と保護者との信頼関係ができてこないとなかなか広がっていかないです。

○委員 支援計画っていうのは、医療以外にどういう内容があるんですか。

○委員 福祉もあります。あと、臨床心理のカウンセラーの方とかが間に入ってくださいることもあるんですけども、でも、この子どもをどういうふうの中・高とつなげて、社会につなげていくかという長い期間で考えたときのその子どもの思いと、それから保護者がどういう願いを持っているかということをつなげていくためには、やっぱり支援計画はすごく大事ななと思っていました。ただ、中学校までで割と止まっているパターンが多くて、高校につながらないことがよくあったりしました。本当は高校現場もこういう引き継ぎをすごく望んでいると思っているんですけども、以前は引継率がちょっと低かったですね。

○委員 引継書みたいに、何か作れば済むんじゃないかなと思います。済むっていうのは変だけど、協議会を持つとかして作ればいいのでは。

○委員長 確かにそうですね。そういうシステムを作ればということでしょうね。そういう体制

を作ろうということ自体は、できないことではないですよ。

○特別支援教育課長 はい、そうです。

○委員長 分かりました。さっき、委員がおっしゃったグレーゾーンの子で、今だと特にやっぱり発達障がいの子のケースが多いんだと思うんですけど、確かに信頼関係を作っていく中で、この子にとって本当に必要なことは何なのかなっていうことを考えるのには、ある程度の時間が必要だっていうのは、全く総論としてはそのとおりだと思うんですけど、一方でその判断をもう少し迅速にできないものかという、何というか問題意識も感じることもあるんですよ。例えば私の保護者としての経験からいうと、この子はどう見ても授業についてこれていない場合には、どう考えても特別なメニューをこの子には用意してあげたほうが、本人も落ち着くし、いいんだろうなと思うんだけど、なかなか保護者の理解がなくてそこに進めないんだというケースって結構多いんじゃないかと思うんですね。そうしたときに、考え方としておっしゃるようなことを大事にしながら、もう少し迅速にするような手立てというのはないものですかね。

○委員 とにかく、子ども自体の困り感というか、その様子をちゃんと理解していただくことがとても大事になってきています。

○委員長 誰が理解するんですか。

○委員 保護者の方です。

○委員長 保護者ね。なるほど。

○委員 そのことが大事だと思うので、できるだけたくさん見に来ていただいたりとか、学校がこんなことしていますよってことを情報発信することは努めてはいます。その中で、子どもが変わっていくことによって、保護者も考えが変わることはよくあったので、個別に対応するとか、少人数の中で綿密な指導をすることによって落ち着くし、力もついていくことで理解していただける場合もあります。それから、特別支援学校の地域支援の方に来ていただいて、子どもの様子を見てもらい、それを保護者に話してもらうことで、今在籍している学校側の意見だけじゃないところからの意見が伝わることによって考えが変わったことがありました。学校側もいろいろな子どもがたくさんいる中で、いろんなパターン考えながら、短期間のうちにアクションを起こしていくことは難しいですね。だから、特別支援委員会をかなりの回数で学校では行っています。

○委員長 インクルーシブ教育の中で、障がいのある子が通常学級の中に入ってくるかたちで、表れるんだと思うんですけど、でも、本質的にはインクルーシブというのは、その学級の中に入るか入らないということではなくて、その子の適性に合わせた、タイミングで必要なことをする中で、最終的に世の中に入っていける形をつくるのが目的で、外形としてのインクルーシブが結果的なエクスクルーシブになるっていうことも、ややもするとあり得ますよね。あの子がいるせいで学級が落ち着かないこととかも起こるわけじゃないですか。だから、今の状況の中では、そのことをかなり慎重に進めていって、本当にその子にとって、その子も保護者も満足して納得して、学校生活を送れる状況を作るためにということを、なんかもう一段考えるようにしたほうがいいんじゃないかなって印象は持っているんですよ。

○委員 かなりの学校が取り組んでいると思います。通級の拠点の学校がいくつかあって、そこに保護者の方の理解があれば一週間に1時間ぐらい、特別にその教室に通って、自分が落ち着

いて学習するためのマニュアルっていうかスキルを学んで帰ってくる。非常に効果があって、その通級の教室もかなり増えてきているので、そういうことでは広がってはきているんじゃないかなと思うんですけどね。

○委員長 どうですか、全体の状況として。

○特別支援教育課長 はい。まさに現場の話は、委員にさせていただきましたとおりです。

○委員 私も、いいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 はい。私は報告事項キの学校給食の牛乳の問題なんですけども、すべて入札なんですか。

○体育保健課長 はい。国の制度で全市町村が入札するようなかたちになっていまして、東部・中部・西部に分けて、競争入札をしています。今回、西部については、県外業者の牛乳になるということです。

○委員 まだ続けるように書いていらっしゃるんですけども、知事も考え直すようなことをおっしゃっていましたよね、会見で。それで、教育委員会としても、こういうふうに決めるんだという思いを表現したほうがいいんじゃないかなと思うんですけどもね。やっぱり県内の食育ですごく今頑張っているときですので、何とか意思表示をもっと強く出したほうがいいんじゃないかと思います。

○教育長 国の制度改正を待つスタンスもあるんですけども、本来、学校給食を考えたときに、牛乳以外はどうしてるかということですよね。先ほども説明がありましたけれども、牛乳以外でも71%が地産地消の食材をやっているんですが、その調達はどうしてるかっていうと市町村がそれぞれやっているんですよ。ですから原則に返れば、それぞれの市町村が牛乳についても調達をするということになるわけですよ。今のやり方でいくと、大山乳業しかないわけですから、そこに対して随意的な契約を結ぶということになるわけですが、あとは契約単価が今と比べてどうなるかっていう心配はあるんですよ。最終的には保護者の負担になっていきますので。ただ、今のシステムの中では、全県で同じ料金になるように国のほうから補助金が入っているということに対して、県としてどうするかということになるわけですが、いったんは原則に立ち戻って考えるべきではないかなというふうに私は思っています。そこから先の単価について、例えば支援がほしいというのは、その次の話になるのかなというふうに思っておりまして、市町村とこれから意見交換をしていかないといけないと思います。牛乳だけは、今まで特別扱いをしていた現行の制度が、鳥取県の場合は少し合いませんよということなので、本来の姿にいったん戻しましょうかっていうのが一番自然の姿ではないかなというふうに思っています。

○委員 要望していくということですか。

○教育長 そうですね。国には、とりあえず要望したわけですし、少し相談をしましょうということで、実質上はかなり難しいのかもしれませんが、少し状況を見てみたいと思います。

○委員長 管轄が農林水産省なんですね。

○教育長 はい、そうなんです。

○委員長 その中で、例外的な扱いをしてくれないかということですよ。

○教育長 そうです。はい。

○委員 私は米子市の給食運営委員会に入っているのですが、これはすごく問題になっていました。県外業者の牛乳に決まって、今年の4月から給食が始まったときに、味がうすく感じるといった声があったようですが、だんだん慣れてきたようです。

○教育長 まあ、味が変わったってということなんでしょうね。

○委員 ただ要望として、現場の先生方からはやっぱり前の牛乳のほうがおいしかったとの子どもの意見がありますってことも出てきていましたし、運営委員会としても次の時には考えなおしてほしいという意見が出てました。

○委員 どこの業者ですか。

○委員 岡山でしたでしょうか。

○委員 岡山ですか。

○次長 明治乳業です。倉敷に工場があって、そこから供給されているということです。実は表の該当市町を見ていただければ分かりますけど、西部の全市町村がそれに参加しているかといえはそうではなくて、例えば、大山町と江府町は、大山乳業のパスチャライズ牛乳を購入しています。そういうのを大山乳業が供給し始めて、そちらと随意契約された町もあり、それも実は別に農林水産省から補助制度があって、それを活用されている例もありますんで、そちらを来年度以降は活用していく手もあるかなというふうには思います。ただ、先ほど、教育長が申し上げたように、なぜ牛乳だけかと言えば、昔は牛乳を確保することが非常に難しかった時代に、農林水産省で安くするためにまとめてそういう優遇制度を設けて、多少の補助金を出してあげましょうということで始まったもので、今は、牛乳はどこからでも調達できますんで、牛乳だけを特別扱いする必要はなくて、他のにんじんやたまねぎと一緒にいいということで、各市町村の給食センターの判断でいいんじゃないかなというところもありますし、その辺また、農林水産部と、それから国の動向を見ながら、また市町村教委と相談した上で方向性を出していけたらなというふうに思います。農林水産省も難しいと言いながら県とキャッチボールをしながら考えていきたいと思います。今すぐどうするかというのは、ちょっと決めにくいところもあります。ちょっとその辺は、様子を見ながらと思います。

○委員 すごく販売量も多いことですし、雇用にも関係しますよね、県内の産業として。やっぱり真剣に考えていくべきかなと思います。

○委員長 例えば、大山町で随意契約していることを、南部町とか伯耆町でしないっていう理由は何なんですか。

○次長 タイミングの問題だったようです。たまたま大山乳業が、パスチャライズ牛乳の営業に回られた時期と、今回の入札の時期が同じような時期だったみたいですね。

○委員 後になってしまった。

○教育長 制度上、入札するまでに決めないといけないんですよね。入札して、明治乳業になったからやめますということにはならないので、今回の場合は微妙なタイムラグというか、営業に回られたのと実際の入札が行われた期間が短くて、こういう結果になっているんだと思います。

○委員長 実際にどれぐらい入札価格は違うんですか。県内の業者と県外の業者だと、かなり違ったんですか。

○教育長 何銭の世界ですね。

○委員長 何銭。

○教育長 1本当たり何銭という違いです。

○委員長 じゃあ年間でどれぐらいになるんですかね。

○次長 補助金が県全体で80万から90万ぐらいということで、そんなに大きくないです。

○委員 ああ、そうなんですか。

○委員長 そんなもんなんですか。10円とか違うかと思ったら。

○委員 ただ、保護者負担を抑えるために給食費をできるだけ据え置こうとして、今回消費税が上がったので、何円か上がったんです。だから何銭でもやっぱり神経質になるんでしょうね。

○委員長 はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて残りの報告事項について、時間の都合により説明を省略することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○(一同) はい。

○委員長 よろしいですか。よろしいですね。はい。では、以上で報告事項を終わります。では、以上で議事が終了ということになりますが、各委員さんから何かございましたら。

4 その他

○委員 ちょっとすみません。今回、全国の学力・学習状況調査の日に研修センターの5年経験者の研修がこの日にあったということで、該当者に6年生の担任の方がおられて、研修に行かないといけないし、自分のクラスはその全国の学テを受けるということで、朝必死になって学校に行って準備だけして出かけてしまったってことでした。誰がいてもできるテストではあるんですけども、やっぱり担任がいるとしないのではやっぱり子どもたちというのは、頑張らないといけないという気持ちを持つものです。

○委員長 結果に影響があるんじゃないですか。

○委員 1年近く前に学テの日は決まっていた分かっていて、その日に5年経験者研修が計画されたのは、ちょっと残念だったなと個人的には思いましたので、次年度には考慮していただくと嬉しいなと思いました。

○委員長 センター長、いかがでしょうか。

○教育センター所長 はい。おっしゃるとおりで、調整をしようと思っています。その日にどうしても担任の先生が世話をしないといけないということをお考えの学校については、残念ですけども休んでくださいということは伝えてあります。委員がおっしゃったように、来年度はバッティングしないようにということをお考えたいと思いますので、ご理解ください。

○委員 分かりました。はい、ありがとうございます。私は以上です。

○委員 ちょっといいですか。

○委員長 はい。

○委員 先ほど教育長からの教職員の負担感に関するセミナーの話がありましたね。

○教育長 いきいきトップセミナーですね、はい。

○委員 そもそも教職員の人が何時まで学校に残っているのかとか、そういうようなデータとか調査とかしたことがあるのかないのかっていうのがちょっと気になっているんですけど。

○教育長 きちんとした調査は、平成22年度に実施してからは、やっていないんですが、県立学校については、我々と同じように学校に来たときと帰るときに、電子的にチェックしてそのデータが残るように今年度から全校でできるようになりますので、そのデータは各学校長はもちろん、我々のほうにも集計できます。

○委員 それはタイムカードということですか。

○教育長 そうです。タイムカードというか、身分証明書をかざすと自動的に記録されます。

○委員 県立学校って高校のことですか。

○教育長 高校も含めて特別支援学校もです。

○委員 特別支援学校もですか。

○委員 そうですか。

○教育長 市町村はそれぞれの市町村で、手書きで簡単な動向調査みたいなものをするようにはしています。

○委員 自分で入力しています。

○教育長 手書きというか、それぞれが入力しています。

○委員 勤務時間の動向を毎月出すようになっているんです。

○委員 例えば普通の会社だと管理職がいるから帰りにくいとかってあるじゃないですか。そういうことは教職員の場合はあるのですか。

○委員 それはないですね。

○教育長 それはあまりないような気がしますね。

○委員 あまり。

○委員 あまりないですよ。

○教育次長 帰れるときは帰ってくださいということはもちろんずっと言っていましたし、私自身も遅くまでは残らないようにしていましたけど、一時期にしないといけないタイミングの仕事があって、例えば中学校でしたら中間テストや期末テスト、定期テストの採点って次の日にはやっぱり返したいんです、子どもたちも待っているし。そうすると、学級数や生徒数がある程度あると、どうしてもそのときは遅くなります。

○委員 遅くなった場合には、何時ぐらいまでになっているんですか。

○教育次長 そうですね。午後8時、9時までには帰ってということはずっと言ってきました。

○委員 午後10時、11時になることはないんですか。

○教育次長 そこまではないと思いますけど、時間が足りないときは土日にやっています。

○委員 学校で。

○教育次長 はい。

○委員 毎月データで勤務時間を入力したものを教頭先生に出すようになっていて、学校の全員分のグラフが出てきて、それに私も目を通していましたし、毎月、市に報告していました。80時間以上が続くと、呼んで指導しないといけないということが決まりでした。

- 委員長 80時間というのは、月に残業が。
- 委員 はい。
- 委員 指導ってというのは校長、教頭とか。
- 委員 そんなに時間残らないようにという話をしていました。
- 委員 80時間というと1日どのぐらいの残業時間だったのですか。
- 委員 20日で4時間ぐらいですね。
- 委員長 平均4時間ってちょっと長いですね。
- 委員 長いです。80時間以上になる人はそんなにはなかったんですけど、人によってです。あんまり残業時間がないようにはしてもらっていました。
- 委員長 本来的には何時から何時までが勤務時間ですか。
- 委員 学校ごとにちょっと違うんですけどね。
- 教育次長 大体8時15分とか8時半ぐらいまでには始まって、5時前までです。今、7時間45分になりましたので。
- 委員長 7時間45分。
- 委員 5時に帰れたらすごい幸せですね。
- 委員 すごい幸せですよ。
- 教育次長 幸せです、はい。定期テスト前で部活を中止しますので、何日間かあります。今日は帰ろうと言って、本当に勤務時間が済んだらすぐに帰るときもたまにはあります。
- 委員 負担感ってというのは時間が負担なのか、それとも仕事の量が多すぎるのか、どちらですか。
- 教育次長 非常に微妙だと思いますが、楽しいと負担だと思いません。子どもと一緒に取り組んでいるときなんかは、みんなが楽しそうにやっていますので。
- 委員 流れ作業的にこなさないと間に合わないみたいな仕事が多いと嫌になっちゃいますよね。
- 教育次長 そうですね。
- 委員 教員の方の仕事内容がそういう報告だけのこととかいっぱいあると思うので、そこら辺の対応も考えてもらえたらなと思います。
- 教育長 ある程度作業的な部分というものは、非常に軽減できるような方法でありますとか、そういったことについても少し検討を進める必要があるかなと思います。私たちもいろいろ学校に調査をお願いしたりしますが、そういったものも検討したいと思います。
- 委員 調査する内容って分かんないですからね。
- 教育長 全体を少し見直してみる必要があるのかな、本当にお願いしないといけないものと、そうじゃないものと振り分けるとか、集計のシステムを考えていくだとか、そういう工夫はいろいろ進める余地もまだあるんじゃないかなと思います。そうしたことをトータルでプロジェクトチームでいろいろ考えつつ進めていく予定です。
- 委員 そうですね。
- 教育長 去年からやっています。
- 委員長 では、よろしいでしょうか。

○（一同） はい。

○委員長 はい。ではご起立ください。本日の定例教育委員会をこれで閉会とします。次回は6月3日火曜日によろしいでしょうか。

では閉会とします。お疲れさまでした。

○（一同） お疲れさまでした。